

福岡県公報

平成27年6月16日
第3702号

目次

告示(第573号-第578号)

- 液化石油ガス販売事業者の認定 (工業保安課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 2
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) …………… 2

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 3
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 4
- 土地区画整理組合の設立の認可(法第14条第1項) (都市計画課) …………… 5
- 土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5

告示

福岡県告示第573号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第35条の6第1項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、同法第88条第2項の規定により次のように公示する。

平成27年6月16日

福岡県知事 小川 洋

- 認定を受けた者の名称、代表者氏名及び所在地
北九州プロパン瓦斯株式会社 代表取締役 長谷川 裕恭
福津市上西郷530番地の1
- 認定年月日
平成26年3月5日

福岡県告示第574号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
南筑後	一般国道	443号	前	みやま市山川町清水814番1先から みやま市山川町甲田106番1先まで	6.5 ～ 25.7	4,505.0
			前	みやま市山川町清水814番1先から みやま市山川町甲田106番1先まで	11.8 ～ 66.0	4,419.5
			後	みやま市山川町清水814番1先から みやま市山川町甲田106番1先まで	6.5 ～ 25.7	4,505.0

			後	みやま市山川町清水814番1先から みやま市山川町甲田106番1先まで	11.8 ～ 66.0	4419.5
--	--	--	---	----------------------------------------	-------------------	--------

福岡県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年6月18日から開始する

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	443号	みやま市山川町清水859番5先から みやま市山川町尾野1447番1先まで

福岡県告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	八女瀬高線	前	筑後市大字新溝286番6先から 筑後市大字新溝346番2先まで	12.1 ～ 37.9	327.4

			後	筑後市大字新溝286番6先から 筑後市大字新溝346番2先まで	12.2 ～ 64.4	327.4
--	--	--	---	------------------------------------	-------------------	-------

福岡県告示第577号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年7月福岡県告示第1133号福岡都市計画及び津屋崎都市計画下水道事業福津市公共下水道（福岡処理区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年6月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
福津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画及び津屋崎都市計画下水道事業
福津市公共下水道（福岡処理区）
- 3 事業施行期間
昭和40年7月28日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成25年7月福岡県告示第1133号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第578号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成27年6月16日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定する形質変更時要届出区域
大野城市乙金東三丁目1217番37の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

公 告

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月16日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年6月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人わんぱくハウス
 - (2) 代表者の氏名
和田 武志
 - (3) 主たる事務所の所在地
直方市大字頓野3836-3サンビーム1階106号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、子ども及びその保護者に対して、保育や子育て支援に関する事業を行い、子育てに悩んでいる方や、事情があって子どもを預かってくれるところがなく困っている方などに、安心して子どもを預けることができるサービスを提供するとともに、併せてサッカー教室を開催することで、子どもの心身の健全な発達と共生共助の地域社会づくりに貢献することを目的とする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年6月16日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日
平成27年5月25日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 にしてつストア牛頸店
 - (2) 所在地 大野城市若草三丁目1番1号 外1筆
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

小売業者の氏名	変 更 前	変 更 後
株式会社西鉄ストア	午前10時00分～ 午後10時00分	午前8時00分～ 午後10時00分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分～午後10時30分	午前7時30分～午後10時30分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年6月16日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ハイパーモールメルクス田川
 - (2) 所在地 田川市大字川宮1711ー7 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年6月16日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ホームプラザナフコ うきは店
 - (2) 所在地 うきは市吉井町桜井字川原田244番地 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年6月16日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日
平成27年6月1日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 （仮称）ドン・キホーテ筑紫野店
 - (2) 所在地 筑紫野市武蔵三丁目202番1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
ダイワロイヤル株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成28年2月2日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,174平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
駐車場No.1 建物北西側	25
駐車場No.2 建物屋上部	103
合 計	128

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物北西側	38
合 計	38

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）

建物南東側	60
合計	60

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	面積（平方メートル）
建物内東側	21.46
合計	21.46

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドン・キホーテ	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1箇所 建物敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第4項の規定により次のように公告する。

平成27年6月16日

福岡県知事 小川 洋

1 組合の名称

粕屋町原町五丁目土地区画整理組合

2 事業施行期間

事業計画認可の公告の日から平成28年12月31日まで

3 施行地区

糟屋郡粕屋町原町五丁目の一部

4 事務所の所在地

糟屋郡粕屋町長者原東二丁目1番22号

5 設立認可の年月日

平成27年6月3日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

組合事務所の掲示場に掲示する。

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年6月16日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
千手土地改良区	平成27年6月5日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月16日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市福童字波須和571番1から571番3まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都西東京市北原町三丁目2番22号

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行